

第4章 人権同和対策計画

I 人権同和対策の重点

【基本目標】

- ◆あらゆる人権侵害や差別のない社会の早期実現に向けて、関係機関と連携して人権学習の機会の提供と内容の充実を図るとともに、人権啓発活動や各種相談事業の充実を図ります。
- ◆男女の区別なく、個性を大切にしながら、パートナーを思いやり、家庭・地域・職場等あらゆるところで支えあうまちづくりを推進します。

☆人権尊重のまちづくり

- (1) 人権が尊重され差別のない社会の早期実現に向けて、学校・保育所及び各団体・関係機関と連携しながら、学習の機会や内容の充実を図る。
- (2) 地域における指導者の養成と確保、資質の向上を図る。
- (3) 町民意識調査(H28実施)の結果を反映させた人権教育・啓発活動に努める。
- (4) 人権相談、支援体制の周知と充実を図る。

《主な事業》

視聴覚教材の貸出，第40回人権教育講演会，人権教育講座，指導者の研究大会派遣，人権教育推進協議会活動助成，部落解放同盟恩志支部活動費の補助，人権に関する講師の紹介・派遣

☆男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針決定の場への男女の参画を推進する。
 - ① 審議会や委員会などへの女性の参画拡大を目的とした施策に努める。
 - ② 各種団体などの物事を決める場面への女性の参画拡大のために、女性が参画しやすい環境づくりの啓発に取り組む。
 - ③ 女性リーダー育成の支援として、女性団体への意識啓発や研修などの情報提供、町内事業所に対して事業主行動計画策定の啓発に努める。
- (2) 男女共同参画に対する理解を広げる学習機会と広報啓発の充実を図る。
 - ① 学習教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実を推進する。
 - ② 家庭教育・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実を図るため、学習機会や情報提供を行う。
 - ③ 企業、団体などに対する男女共同参画への意識啓発を行う。
 - ④ 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを行うために広報誌などによる啓発に努める。
 - ⑤ 男性にとっての男女共同参画の理解を推進する。
- (3) 地域における男女共同参画の推進に努める。
 - ① 自治会、PTAなど地域社会での固定的性別役割分担意識の見直しのための啓発を行う。
 - ② 防災などにおける男女共同参画の推進を図る。
 - ③ まちづくり、観光などさまざまな分野での男女共同参画の推進を図るため、男女比率に配慮した委員の選任や街づくり、観光分野などで活躍する女性の支援に取り組む。
- (4) 性別にとらわれず能力を発揮できる職場づくりのための環境づくりを推進する。
 - ① 職場における男女の均等な雇用と待遇の確保のための環境づくりを推進する。
 - ② さまざまなハラスメント防止対策の推進を図るための啓発に努める。

- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図る。
- ① ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と取組支援のための啓発を行う。
 - ② さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護の支援のための環境づくりに努める。
 - ③ 仕事と家庭の中での固定的役割分担意識の解消のために、学習機会の提供と講演会などを開催する。
- (6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に努める。
- ① 暴力を許さない社会づくりのための啓発活動を行う。
 - ② 被害者・加害者に対する相談、支援体制の周知と充実を図る。
 - ③ DV・デートDV、モラル・ハラスメントなどの防止対策の推進に努める。

《主な事業》

- 少子化対策男女共同参画事業（イクメンセミナー、子育てイベント）
職場環境改善のための講師派遣事業（イクボス宣言事業所等フォローセミナー、ワーク・ライフ・バランス研修など）
男女共同参画の視点から見た防災講座
男女共同参画に関するアンケート調査を踏まえ、ママ・パパ向けDVセミナー開催。
女と男のつどいの開催，女性団体連絡協議会活動支援，男女共同参画審議会

☆福祉の向上・人権啓発の住民交流のための拠点施設の運営

- (1) 文化センターの施設維持管理及び有効活用を図る。
- (2) 文化センターを拠点として地域住民の福祉や生活の向上を図り、差別のない安心・安全で暮らしやすい地域社会の実現に向けた事業を推進する。
- ① 人権啓発研修事業の充実を図り、引き続き人材育成に努める。
 - ② 講座・研究会等に積極的に参加しスキルアップを図るとともに、生活実態の把握を行い、相談者の課題解決や不安の軽減にむけた支援に努める。
 - ③ 部落解放・部落問題の解決を担う人材の育成や仲間づくりに資するための自主的な活動を促進し指導体制の充実を図る。
 - ④ 人権問題や差別の解消に向けて講座等を通してより広く地域住民等に啓発を行う。
 - ⑤ 同和地区と呼ばれる地域とその周辺地域とのふれあい交流を促進し相互理解を図るとともに、差別解消に向けた意欲と実践を培うための交流事業の充実を図る。
 - ⑥ 岩美町全住民へ人権・同和問題への自覚を促し、差別解消への意識の高揚を図るとともに地域住民同士の交流を推進する。
 - ⑦ 子どもたちに本に親しむ習慣を身につけさせ、学習能力を高めるとともに、部落問題について歴史等を正しく学習し認識するための蔵書を貸し出す図書館事業の拡充を推進する。
 - ⑧ 地域に開かれたコミュニティーセンターとしての機能の充実を図る。

《主な事業》

部落解放講座，総合生活相談事業，地区進出学習会，文化センターだより発行
隣保館デイサービス事業，地域交流促進事業，第27回岩美町部落解放文化祭，
貸し館事業